

杉並区プロポーザル選定委員会条例（平成26年杉並区条例第4号）第1条に基づき、下記のとおり区長の附属機関として杉並区プロポーザル選定委員会を設置したので告示する。

令和8年6月8日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 杉並区プロポーザル選定委員会の名称

杉並区立高井戸地域区民センター等指定管理者候補者選定委員会

2 設置目的

杉並区立高井戸地域区民センター、杉並区立高齢者活動支援センター及び杉並区高井戸温水プールの指定管理者候補者の選定に関し必要な事項を調査審議する。

3 設置期間

令和8年6月8日から受託者候補者の選定を完了した日まで

4 委員の構成

- | | | |
|-----|-------|----|
| (1) | 学識経験者 | 2人 |
| (2) | 地域住民 | 2人 |
| (3) | 区職員 | 3人 |